平成14年度 包括外部監査の結果報告書の要約

◇ 外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2 外部監査の対象とした特定の事件(監査のテーマ)

- (1) 農政部の補助金に関する事務執行
- (2) 特別会計の状況
 - ア 県営競輪費特別会計
 - イ 流域下水道事業費特別会計

3 包括外部監査人及び補助者

- (1)包括外部監査人 公認会計士 西巻忠彦
- (2) 補助者 公認会計士6名

(林 章、横山太喜夫、小林秀一、永井乙彦、園田 誠、田中 誠)

4 包括外部監査実施期間

平成14年5月15日~平成15年3月7日

◇ 農政部の補助金に関する事務執行

第 1 概要

1 テーマ選定の理由

県の補助事業のなかでも歳出に対し 40%と比率の高い農政部の補助金に着目し、適法性や経済性、あるいは環境の変化に対応した補助事業の改廃の要否について検討の必要性が有ると判断したため。

2 監査の要点

- (1)補助金が公益上必要と認められるものに支出されているか。
- (2) 補助金の額及び金額算定方法は適正なものか。
- (3) 補助事業の実績確認は適正か、また、補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (4) 補助事業の評価は適切に行われているか。また評価結果は次の補助金行政に適切に反映されているか。
- (5)団体補助については、団体収入に対する補助金の割合の妥当性はどうか。また、

団体が自主財源により運営可能かどうか。

- (6) 補助事業は目的に沿って適正に行われているか。
- (7)補助に係る経理内容は適正か。

3 監査の手続

- (1)補助金交付要綱・要領、交付申請書等により、目的の確認、金額の算定根拠、 決定過程、交付時期等を検証した。
- (2) 補助金実績報告書等により、補助金の使用状況、審査方法等を検証した。
- (3) 事業補助については補助事業主体に往査し、契約書等の証憑により補助金が支出された内容及び補助金がその目的通りに支出されているかを検証した。
- (4) 団体補助については、団体収入に対する補助金の割合の妥当性、団体が自主財源により運営可能かどうかについても検証した。

第2 監査結果

監査を実施した範囲において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、 留意すべき次の事項が認められた。

1 ぐんまの活力ある農村創造(農政課)

- (1) **旅費の取扱いについて** 発生した事業ごとに把握して会計処理すべきである。
- (2) 共通経費の配賦について
 - 農業会議の共通経費に配賦する場合、客観的な配賦基準を決めておく必要がある。
- (3) 活動レポートの提出について 相談員、コンサルタントの活動レポートを提出することになっていないが、現場 の貴重な意見を農業会議や県に伝達する役割もあるので提出を求めるべきである。

2 群馬県農協合併支援特別対策事業利子助成金 (農業経済課)

(1)補助金の交付決定における県の審査状況について

農協合併に至った経緯、補助金交付の観点、基準等を明確にしておく必要があるので審査の状況(審査事項、人員、日程等)を明らかにした文書を整備すること。

(2) 奥多野農協債務超過処理時の保留事項の補足調査について

経営改善計画の進捗状況等の報告がなされていないので、県に定期的に報告させるべきである。

3 蚕糸業振興対策事業(蚕糸園芸課)

(1) 実績報告内容の信頼性チェックについて

実績報告に見積書、請求書、領収書等購入の事実を示す証憑を提出させ、書類を チェックするとともに現物の調査確認を実施すべきである。

(2) JAの役割と位置づけについて

JAが補助金受付の窓口となっており、養蚕農家は農機具等をJA経由で購入することがほとんどである。補助金の効率性等から導入機材の選択の幅を広げられるよう周知徹底を図ることを期待したい。

4 ぐんまの野菜消費拡大キャンペーン事業費補助(蚕糸園芸課)

(1) 承認手続について

補助事業者の事業全体についての決裁手続きはなされているが、発注業務、契約締結業務、請求書集計承認業務などの個々の業務については決裁手続きを省略している。内部統制上からも改善を指導する必要がある。

(2) 契約書について

補助事業者の外部委託に係る契約書あるいは注文請書がないものがある。金額基 準等により契約書等を作成すべきである。

5 ぐんま県産米販売促進対策費補助金(蚕糸園芸課)

(1)請負契約、購入契約について

補助事業者では、工事の請負、財産の購入に際して見積り合わせ及び入札等を行っていないので、県の規則に準じて行うよう指導すべきである。

(2) 必要な物の製作について

イベント用小袋について、必要量をはるかに超える量を作っている。

(3) 広告看板の設置の管理について

看板制作費も支出されているので、資産管理簿を作成して看板の取得年月日、取得価額、種類、設置場所等管理をするよう指導すべきである。

6 食肉処理施設等再編整備事業(畜産課)

(1)補助事業の予算・実績差異について

当初予算に対し実績は低い達成率であり、予算自体の信憑性が問われる現況にある。当初予算と実績との著しい乖離が続くようであれば、組合の経営管理上、予算の見直しあるいは別途実行予算の策定を検討すべきである。

(2)組合の経営実態の把握について

組合自体の予算・実績比較までは実施しているとは言いがたい。収入及び支出に関し、主要な予算・実績差異については、その内容を分析評価して経営実態を把握しておくとともに、その記録を残しておくべきである。

(3) 補助事業主体での財産管理について

補助事業については、耐用年数期間中は施設の管理は重要事項となっているので、 しっかりした管理台帳により現物管理をすることが要求される。県の適切な指導が 必要である。

7 安心安全ぐんまの食肉流通確立事業(畜産課)

(1)補助団体における補助事業に係る経理内容について

ア 補助事業に係る経理について

補助団体における補助事業に係る経理内容について、経理規程等に基づき会計処理されているかを検証したが、経理規程等はないので、整備する必要がある。

イ 事務担当者及び事務委託契約書について

同協議会事務は、専従職員がいないため外部委託しているが、委託先組織が変 更になっているので契約書の改正が必要である。

ウ 稟議書について

重要な項目の支出、契約等については稟議書にて決裁しているが、その具体的な金額基準等が定められていないので、制定する必要がある。

(2)補助団体において、補助目的に応じた支出と認められるかについて

県としては、概算払及び精算払を行うときに実績確認をしている由であるが、補助の費用範囲についても、厳しく検証しておくことが必要である。

(3) 補助団体とA社との検査費用の負担契約について

食肉品質向上対策として実施している食肉検査は、契約上、当協議会とA社の共

同負担になっているが、検査内容のうちO-157に係るものについては費用負担 割合が契約上明確になっていなかったので、改定する必要がある。

8 酪農生産基盤強化事業(畜産課)

(1) 需要期生産牛確保対策について

申請頭数と実績頭数が異なるなどがあったので、検査等の実施や適切な指導監督が必要である。

(2) 需要期生産推進対策について

乳牛の実績頭数と帳簿頭数が不一致であった。提出されたデータの整合性についてチェックするよう指導すべきである。

9 酪農生産緊急対策事業(畜産課)

(1) 管理台帳の整備について

管理台帳の様式を工夫し、導入牛の顛末や、登録証の保管状況、保証金等が一括 管理できるようにすべきである。

(2) 内部牽制制度について

適切な事務処理を行うため、乳販連が構成員に対し指導監督することが重要であり、実績を記録に残し次に活かしていく必要がある。県の適切な指導が必要。

(3) 次年度以降における補助事業の使用状況等の報告

検査結果について、今後、目的、調査手続、結論等文書として整備するよう指導 が必要である。

10 養豚経営安定確立整備事業(畜産課)

(1)養豚協会の監事について

今年度の総会監事は2名になっており、規約どおりの監事を選出されたい。

(2)補助事業者名による養豚用器具資材の購入について

養豚協会が補助した集団のうち2団体については、事務局が特定の設備業者に置かれており、3者見積をとっているものの、大部分が当該業者から納入を受けている。事務局と納入業者が同じでは、相見積もりをする効果が期待できないので県の適切な指導が必要である。

(3)補助金により取得した設備の耐用年数について

財産管理台帳ではハウス豚舎を含めて耐用年数を5年としているが、「指定助成対象事業により取得した財産の処分制限期間」により7年とするべきであり、適切に管理されるよう県の指導が必要である。

(4) 工事の相見積合わせについて

3社見積もりのうち、2社は工事明細がなく、工事明細のある1社に発注している。形式だけの見積はしないよう指導すべきである。また、一定金額以上の契約については、入札するよう指導する必要がある。

11 家畜疾病発生予防事業(畜産課)

(1)各種報告の時期的な遅延がもたらす問題点について

計画や報告の提出が遅れる団体があり、そのため補助金事務が遅れることになっているため、団体に対する啓蒙、書式・システムの再検討などが必要。

(2) 補助金額の算定方法について

補助金額算定の根拠について、より多くの信頼性のある情報を直接入手して価格改定の有効手段として比較検討されることが期待される。

12 小規模土地改良事業補助金(土地改良課)

(1) 事業主体選定の基準の明確化について

ア 審査基準について

現地調査結果表の内容が一覧表のみで、採択、不採択の備考欄のコメントは簡易すぎて意味内容が理解できない。また、優良可等のランク付けの区分けが主観的とも受け取れる恐れがあるので、客観的な評価基準を作成し、審査過程について、書類を現場別に作成し、公平性、公正性の観点からも疑念の無いようにすべきである。

イ 審査期間について

公正な審査の確保のためにも、全体の事務を迅速化して審査時間を少しでも増やすべきである。

(2) 地区採択に関して(畑ヶ中地区)

審査の状況を示した一覧表では不採択理由が簡潔すぎてわかりやすいとは言い難い。また、第一次で不採択となったものが第二次で採択となった場合、その理由が重要であり、顛末の詳細な記録が不可欠。厳正で公正な審査を行っていることの第三者への説明資料にもなるので、その点からも顛末欄を充実すべきである。

13 群馬県土地改良施設維持管理適正化事業補助金(土地改良課)

(1) 前提

向こう5年間で予定される施設の整備補修費の事前積立額に対し補助を出すという、実際支出年度と補助支出年度がずれるという意味で特異な制度であり、また、 支出された拠出金が全土連という外部団体により運営・交付される点も特異である。

(2) 補助金交付目的における公益性・公平性について

後から3地域が追加採択されているが、どういう経緯で3件が追加となったのか、 作成されている書類からはよくわからず、また、選択対象を評価する資料も作成されていない状況である。今後、審査の過程を書面化して、関係書類を適切に保管すべきである。

(3)要綱(制度)に内在する問題について

補助金の金額は5年後の実施時の支出額でなく、申請時見積額で決定される。余 剰金額が厳密な計算のもとに県・国に戻る規定にはなっておらず、全土連が調整で きる規定になっている。

群馬県補助金等に関する規則では、事業実施額を超えて補助金の交付を受けているときは、越えた額を知事に返還することになっている。

(4) 要請診断手続きの問題について

添付しなければいけない診断指導申込書が、口頭ベースで良い規定になっており、 通達に違反している。

《団体補助》

14 群馬県地力増進対策協議会補助金(農業技術課)

(1) 事業主体の不採算部門の指導について

連携している全農ぐんまの土壌診断センターは不採算部門であり、県が過度に負担せざるを得ないような状況にならないよう、診断料の料金の見直しなどの経営改善の指導を行う必要がある。

15 養蚕産地育成推進(蚕糸園芸課)

(1) 反則規定について

県要綱を改正し、国の要綱と同様に反則規定を設ける必要があると思われる。

(2)補助事業主体の補助金の使途の管理について

予定の期間内に完了しない場合には、速やか事業団に報告してその指示を受けなければならないことになっているが、本件はそのように取り扱われていない。

16 園芸農産物振興対策事業費補助(蚕糸園芸課)

(1)補助金交付要綱における問題について

長年の慣行から要綱・要領等には細かな点が規定されていないが、申請様式、事業内容、経費内容、特別会計、上限規定等の詳細の修正や明文化の必要がある。

(2) 金額の算定根拠・決定過程について

補助金の算定根拠が不明確であり、補助金のあり方、必要額についての抜本的な見直しが行われる必要がある。

(3)補助団体における経理の適正性について

すべての業務について組合員にその会計をディスクローズするとともに、決算書体系として、公益法人会計基準をベースにした収支計算書を作成する方向で改善してゆくことが望まれる。

17 ヤマメ・イワナ生産消費拡大推進事業費補助(蚕糸園芸課)

(1) 事業費の実績報告について

個々の事業について詳細な報告がない。補助金を出す側(県)は、詳細で具体的な報告、特に金額面を求めるべきであるし、受ける側(事業者)としても金銭の支払いを証明する証憑書類を添付するなど事業実績を報告する説明責任がある。

第3 意 見

《全般的事項》

- 1 実績評価について
 - (1)補助事業の事後(実績報告書提出後)の実績評価について
 - ① 計画の段階で先例や慣例にとらわれず効果的な事業を優先的に選択する。また、、 目的、期待される効果について経済性、効率性、有効性の観点から評価目標を決 めて、その評価基準を明確にしておく。
 - ② 事後評価は、当初の評価基準を基に、その効果を把握・測定し文書に残すこと。 目標値と実績値との差異分析を行うことが必要。
 - (2) 補助事業の実績確認の適正性について

現地調査は市町村への依存度が高いが、自ら現地調査を行うことも必要。また、 実績確認については、補助金の性格に応じた審査基準、経済的・効率的な遂行の観 点や審査の過程等を文書として残すこと等を運用マニュアルなどに整備すること が必要である。

2 団体補助(県単独補助)のうち複数の制度に関連する事項について

(1) 経過年数 10 年以上の団体補助について

補助事業の役割は時代とともに変化するので、長期継続している事業については、 既得権化、マンネリ化に陥らないためにも、既存の制度を前提にすることなく、公 益性、公平性の観点から必要性を徹底的に見直すことが必要なのではないかと思わ れる。

(2) 構成員が営利法人中心の団体に対する補助について

営利法人の活動財源は、まず自己調達を考えるべきであり、事業立ち上げ時は支

援すべきケースもあると思うが、それも無期限ではなく期間を定めて支援すること を原則とすべきではないか。

(3) 事業主体における総収入に対する補助金の比率(以下収入対補助金比率という) について

営利法人にとって必要な事業であれば、補助金がなくても事業は継続されると考えられるから、収入対補助率10%以下の補助金はその必要性について再検討すべきではないか。

補助金がどう役立っているか、補助がなくなった場合はどうなるかなど関係業界 全体を見据えた見直しが必要であると考える。

(4) 少額の補助金について

金額が少ないから有効性に問題があるとは言い難いが、公益性や事業規模等に応じた有効性について再検討が必要ではないか。

(5) 人件費補助について

出資法人に対して人件費補助を行っているが、今後、規制緩和等によって民間企業との競合も激しくなることが考えられ、給与規定等についても柔軟な考えが必要と考えられる。

(6) 対象補助事業の期間の定めについて

補助制度の発足時において、事業目的の達成を見据えて要綱等に期限を定めておくことは意義がある。継続したい場合には、補助期間の最終年度に公益性や有効性について評価し、必要と認められた場合に限定するということを制度化することが有効ではないか。

《個別意見:事業補助》

- 3 ぐんまの活力ある農村創造(農政課)
 - (1) 補助金の実施要領と実績報告書との事業内容の差異について

むらづくり指導員とむらづくりコンサルタントの活動状況はその内容に区別が ない。それぞれの分野を明確に認識した上で行動することが重要であると考える。

(2)活動の二重性について

生活改善や地域重点課題など実態から見ればむらづくり指導員・コンサルタントと農業改良普及員の活動は重複する部分があるのではないかと思われる。二重性の可能性があるとすれば補助金の意義が薄れるので、統合化等を踏まえて検討する必要があるのではないか。

4 中山間地域等直接支払交付金(農政課)

(1) 集落協定書の規定について

交付金は自由裁量的要素が強いことから、内部でのトラブル防止のためにも、協定内部での収支決算の報告・監査・承認・議事録作成に関する事項や協定内容の変更手続きに関する事項等について事前に検討しておく必要があると思われる。

(2) 交付金の使用状況について

交付金の使途が広く認められているとはいえ、改めて調査しなくとも主な事項の 顛末がわかるような制度を検討しておくべきである。

5 「群馬の水田農業」推進事業費補助:加工用米生産出荷奨励(農政課)

(1) 計画米・計画外米の不公平感について

全国的には大多数の米農家が生産調整していることにより、計画外米の価格も安定的に維持されている面もあり、米生産の不公平感を生じている。

本来、助成を受けずに農業経営を続けていくことは本来望ましいことであり、稲

作農家の経営独立のためには、計画外米の農業者の適地適作、需要に応える米生産等参考になるものがあるのではないか。

(2) 水田の生産調整のうち転作における稲発酵粗飼料等について

米の転作として飼料等を作った場合、国及び県の助成金があるが、加工費や運搬費等大きなコストがかかっており、助成を有効に活用するためには、人員の養成、加工方法の改良が緊急の課題であり、機械についても価格引き下げの努力が期待される。

6 園芸用廃プラスチック適正処理特別対策事業(蚕糸園芸課)

(1) 経済性(事業収支)に関する問題について

再生品の需要が低く販売単価が下落しており、長期的に見ると負担金単価引き 上げでの対応も疑問であるため、技術革新等長期ビジョンにたって新たな展開を検 討する必要もあると考えられる。

7 小規模土地改良事業(土地改良課)

(1) 予算と実績の記載方法について

ア 補助事業主体における補助事業の管理状況について

実績報告において、予算と実績が同額になっており、工事雑費で調整している 点が問題である。

イ 実績報告書における予算と実績の記載について

実績報告書の実績と予算が一致していては、補助事業の実態が把握できない。 実際にかかった事業費を正しく測定し、実態を開示することが重要である。

自治体もひとつの経済主体ととらえ、公益性のみならず経済性、効率性が求められている。予算執行に際しても、節約できるところは節約し、ムダを排除した効率的な運営が期待されている。

補助事業に関しては、県は事業主体に対し、事業の実態を開示するよう指導すべきである。予算と実績の差異分析を行い、次の事業に反映させていくべきであると考える。

《個別意見:団体補助》

- 8 群馬県水田農業推進協議会活動費補助(農政課)
 - (1) 米生産調整における達成率の調整について

作付面積40%もの水田を対象にしなければならない生産調整の制度は、多額の費用もかかり、いつまで有効に機能するか疑問である。

9 農業研究団体活動費補助金(農業技術課)

(1) 組織のあり方について

県農業振興を図る上で、組織を通じた技術の普及、情報の伝達は不可欠であり、 普及事業を効率的に推進する点からも組織育成は重要であるが、今後の方向として は、県職員が事務局をやらなければならない組織をいつまでも維持していく必要が あるのかどうか疑問である。

(2) 資金支出の管理について

補助金のうち、各地区割り当て分について、報告科目を全体決算書並みに増やし、支払証憑等とのチェックを実施すべきである。

10 (財)群馬県蚕糸進行協会運営推進費補助金(蚕糸園芸課)

(1) 養蚕業について

今後の養蚕業は、産業としての発展性には疑問があり、経済性の観点からは、絹の里を現在の維持費をかけて継続することの是非につき検討を要する。

(2) 補助期間について

補助金打ち切りは即「日本絹の里」閉鎖なので、いずれ県の直轄にしなければならないかもしれない。

(3) 人件費負担について

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の施行により、平成 14 年度からは財団法人の負担となるため補助金が急増(人件費分含む)している。なお、補助金の人件費部分については、消費税の課税関係につき慎重な対応が必要であろう。

11 (財)群馬県フラワー協会補助(蚕糸園芸課)

(1) 人件費補助について

職員の派遣法改正により、平成14年度から派遣職員の人件費は当法人が支払うことになりその分補助金が増えることになる。

また、利用料収入を、従来の県の収入から当法人の収入に替わっており、今後、独立採算を念頭において、人件費の水準や受託事業の考え方を配慮しつつ経営する必要がある。また、経営管理の権限と責任について検討の余地がある。

12 群馬県輸出活動高度化促進事業費補助 (蚕糸園芸課)

(1) 制度の有効性について

参加企業は少なく、限定される傾向があり、公益性の観点からも検討が必要である。実績をあげるには費用も時間もかかるので一定期間ごとに見直しをし、柔軟に対応すべきである。

13 畜産振興事業(畜産課)

(1) 補助金比率について

一般会計については、総収入対補助金比率1%であるが、畜産協会の事業範囲は広く、この補助金対象の畜産振興事業としては重要な資金になっているとのことであるが、補助の範囲について検討の余地があるのではないかと考えられる。

14 家畜登録促進事業(畜産課)

(1) 統合について

登録協会の存在意義を否定するものではないが、(社)群馬県畜産協会に統合し、窓口を一本化し、情報を共有化したほうが、農家の支援事業がやりやすくなると思われる。

◇ 特別会計のうち県営競輪費特別会計の状況

第 1 概要

1 テーマ選定の理由

競輪事業は県の自主財源の一つであるが、近年収入が減少し採算状態が厳しくなっており、管理運営の方法や今後のあり方が課題となっている。

そこで、現在の財務状態を把握するとともに、事務執行の適正性、管理運営の経済性・ 効率性等について監査する意義があると判断した。

2 監査の要点

- (1) 県営競輪事業の現状はどうか、また、今後の課題は何か。
- (2) 収支決算及び損益状況の推移はどうか。
- (3) 県営競輪の管理運営は経済的・効率的に行われているか。
- (4) 県営競輪に係る契約事務は規則等に準拠し適正に行われているか。

3 監査の手続

- (1) 県営競輪事業の現状について、各種データを分析的手続きにより検討し、問題点と課題の把握を行った。
- (2) 収支決算書の比較分析を行い、収支決算書を組替えて損益分析を行った。
- (3) 事務執行手続については、関係書類と照合し、規則等への準拠性及び適正性の検討をした。
- (4) 現地視察を行い関係者からの事情聴取、基礎データの確認を実施した。

第2 監査結果

監査を実施した範囲において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、 留意すべき次の事項が認められた。

1 館林場外車券売場の収入について

館林場外車券売場の県開催時の有料入場者の入場料については、県の収入に計上するか、文書による明確な取り決めを設ける必要がある。

2 競輪事業の経費負担について

県と前橋市との間の経費負担区分を実態に合わせて明確化するべきである。

3 委託料に関し、前橋市から送付される業者請求書について

日付記載が無いものがあるので、必ず記載すること。

第3 意 見

1 前橋市との協力について

以下の点について、県としても前橋市と協力しながら運営等について改善を図る努力をされたい。

(1) 委託料について

ア 競輪事務費について

前橋市との契約は定額であり見積書はとらないことになっているが、契約の際に 業務内容や必要経費等を分析・検討することが必要であろう。

イ 場内警備について

館林場外と同様節減のために平日と休日を区分して契約するよう市に働きかけることが必要。

ウ 業務委託先について

全体として何年も継続して同一業者が同一業務を受託しており、競争の原理が機能しているか疑問。競争原理を働かせてより一層の経費節減を図るべきである。

(2)発売・払戻に関する機械化について

県としても前橋市と協力し、コスト面や業務内容に応じて、可能な限り機械を導入 することを検討すべきではないかと考えられる。

2 出納局と商政課の業務分担について

現金の取り扱いについて、前渡金については商政課、車券販売収入関連については出納局と二つの部局が関与しているが、業務の効率化の観点から商政課職員が出納員の事務処理ができるよう委任規定を見直すことはできないか。

3 事業継続性について県営競輪の運営について

(1) 県営競輪事業の課題

売上減少傾向にある現在、赤字の状況が長期化すれば地方財政の健全化という目的は果たせなくなり、事業継続の意義が問われることになると考えられる。大幅な赤字を公金で補填せざるを得ない場合や、長期に渡り純利益を計上できない場合には、関係機関と調整の上、撤退も含めて検討する必要性があると考えられる。

◇ 特別会計のうち流域下水道事業費特別会計の状況

第1 概要

1 テーマ選定の理由

平成13年度末の下水道普及率は、全国平均が63.5%に対し群馬県は38.9%と低く、今後、下水道施設の建設の計画と、既存施設についての経済的・効率的な管理運営が求められる。

そこで、下水道事業の収支状態を把握するとともに、事務執行の適正性、管理運営の 経済性・効率性について監査する意義があると判断した。

2 監査の要点

- (1) 下水道事業の現状はどうか。
- (2) 収支決算の推移はどうか。
- (3) 下水道維持管理事業は経済的・効率的に行なわれているか。
- (4) 下水道建設に係る契約事務は規則等に準拠し適正に行われているか。
- (5) 公債の管理は、規則等に従い適切に行われているか。

3 監査の手続

- (1) 群馬県の下水道整備総合計画書に基づき下水道事業の現状について検討した。
- (2) 特別会計収支決算書の比較分析を行い、収支決算書を組替て損益分析を行った。
- (3)流域下水道維持管理事業については、主に次の2点について検証した。
 - ① 委託料については、契約の執行状況及び経済性の検討を行った。

- ② 流域下水道処理区別の排水負担金及び原価計算について検討した。
- (4)流域下水道建設事業については、契約事務に焦点を絞り、主要な契約を抽出し、 規則等への準拠性及び適正性の検討をした。
- (5) 公債費については、処理手続を聴取して関係資料を検証した。

第2 監査結果

監査を実施した範囲において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、 留意すべき次の事項が認められた。

1 歳入について

(1) 下水道費の負担割合の適正性について

受益者負担で賄う維持管理負担金は現在赤字であるため県と市町村が立替金として負担しているが、奥利根処理区については算定方法が異なるので、公平性の観点から長期的には県民共通の算定方法を検討すべきである。

(2) 料金算定方法の妥当性について

ア 料金改定

黒字転換している県央はともかく、奥利根及び桐生は、最新データに基づき改 訂単価を計算し、料金改定を行うべきである。

イ 料金計算対象費用の範囲について

維持管理費だけではなく、資本費についても使用料対象経費とすべきか否か検 討を進めるべきである。

2 流域下水道処理区別の原価計算について

(1)建設費と維持管理費の峻別(定義の明確化)

使用料計算に反映されるか否かという重要な分岐点であるので、建設費と維持管理費の経費区分をより個別具体的に定型的に、誰が判断者になっても判断の継続性が保てるようチャート化、明文化しておく必要がある。

(2) 建設費と維持管理費の峻別(予算枠関連操作の防止)

予算枠の関係で建設費に該当する支出が修繕料として処理されているケースがあった。収支計算、料金改定データ等に影響するので、決算数値を精査して建設費と維持管理費を峻別するべきである。

(3) 公社発行工事等の所有権

公社発注案件の完成後の所有権の帰属が明確になっていない。権利の移転関係を 契約上明確にしておくべきである。

3 流域下水道管理費について(1)

(1) 下水道公社との委託契約書について

委託契約のうち工事請負費分は内訳が示されておらず委託内容が不明確となっている。仕様書に明示することにより、県との協議をもれなく実施すべきである。

(2) 下水道公社への年間委託料の決定方法について

下水道事業の特性は長期安定的継続性であり、公社委託料も長期予算管理のなかから決定されるべきであるとともに、委託料決定の基本方針を明示的に成文化する必要がある。

(3) 下水道公社への年間委託料の変更契約について

委託料の変更について、どのような場合に、どれだけ金額変更するのかについて の明確で客観的な判断基準を設ける必要がある。

4 流域下水道管理費について(2) (財)群馬県下水道公社が行う委託業務

(1) 運転管理業務委託の契約実態について

3年ごとに競争入札を行っているが、中間年度は随意契約である。どの処理区でも現実に3年に1回競争入札するものの、当初の業者と連続して契約しており、競争原理の本来の意義が達成されていない。とはいえ、数億円単位の契約金額であるため委託先の変更は、委託者、受託業者双方にとって極めて影響が大きい。そこで、反復継続契約の場合は割引率を適用する等、何らかのコスト削減基準を検討するのが現実的のように思われる。

(2) 緊急性等の理由による随意契約の一事例について

緊急性等の理由による随意契約の起工伺いには、その理由である破断事故発生日の記載がないうえ、他の契約と見てもあまり処理期間に差がない。随意契約理由は緊急性よりも自治法施行令第167条の2第1項二号中の「相手方が1人しかいない」ための理由が大きいのではないか。

- (3) 特殊機械設備の改修・分解点検等工事における修理内容の事前チェックについて 特殊機械設備の改修等工事では、設計書作成にあたり、その特殊性から当該設備 のメーカーに事前チェックを依頼せざるを得ない。当該メーカーは指名業者であり、 結果として例外無く落札しており、公正な競争状態にはないといえる。担当者が設 計や仕様について徹底した研修を受けるか、むしろ明確に随意契約とすべきである。
- (4) 入札執行調書に見られる契約上の問題の可能性について

入札価格の近似など競争入札の形骸化と思われることを防止するため、積算価格に対し、予定価格の水準を切り下げる等の方向性も検討すべきと考える。

5 下水道公社における備品管理について

帳簿上は廃棄になっているが、使われないまま放置されている備品が一部にみられた ので、適切に管理すべきである。

- 6 流域下水道建設費の入札関連について
 - (1) 最近3年間の流域下水道建設事業の工事請負費の入札状況

平成 13 年度においては平均落札率 94.7%と前年に比べて下がっているが、95% 超の契約が件数で 60%もあるので、さらに入札手続の改善が望まれる。

(2) 県央処理区における平成13年度の工事入札状況について

平成13年度の5千万円以上10件の工事の落札状況は、平均で98.96%にも達しており、競争入札の本来の機能が有効に発揮されているとは言い難いので何らかの有効性対策が必要である。

(3) 指名業者の範囲について

地元優先策は地域経済の活性化には有用な面もあると考えられるが、工事によっては地元を優先するような指名基準を見直し、参加機会を増やし、競争入札を有効に機能させるべきである。

(4) 入札方式について

公募型指名競争入札方式の基準金額の引き下げを検討すべきである。

(5) 入札書に添付する積算内訳書

指名競争入札についても可能な範囲で一定金額以上の入札につき添付の義務化 を検討すべきである。

7 下水道建設費の入札事務に関する個別事項について

(1) 特殊工法の場合の対応について〈県央処理区〉

特殊工法の技術習得を目的に、JVを組ませるなど多くの県内業者に機会が得られるようにしているが、実際は技術を持つA社に落札価格の約65%分を外注しており、工事費用の節減という観点から見ると、問題がある。また、分割発注により受注機会の拡大という執行方針があるものの、経済性や効率性の面で、さらに配慮していくべきである。

(2) 工法の変更について〈新田処理区〉

工法の変更は、変更契約の方法で行ったが、工法が変更になったのであれば、その工事方法を熟知している業者が低価格を提示する可能性があるので、入札をやり直すべきではなかったか。

(3) 出来高予定額について〈新田処理区〉

出来高予定額は建設業者に支払う前払い金に影響するのであるから、できるだけ 正確な予定額を算定する必要がある。

(4) 積算の計算についてく新田処理区>

人工計算に誤りがあった。二重チェックすることが望ましい。

8 建設事業費の入札関係について

(1) 競争入札における落札価格の状況について

平成13年度21件の工事平均落札率は97.2%と、入札事務手続上は問題ないものの、業者間の競争を通して公正な価格を得るという競争入札の本来の機能が有効に発揮されているとは言い難い。

(2) 指名業者の範囲について

指名業者数を拡大するとともに地元優先を見直して競争意欲の高い業者の入札 参加機会を増やすべきである。

また、工事実績の重視は、工事実績のない新規業者の参入を認めないこととなり競争性を阻害する可能性がある。

(3) 予定価格の設定方法について

ほとんどの予定価格や最低制限価格は機械的に決定され、一律処理しているが、 工事原価の節減という観点から見て、改善の余地がある。

(4) 設計書(積算書)の作成及び照合作業について

作業内容の標準化及び内部牽制制度の充実により、より精度の高い、信頼できる 設計書の作成が必要である。

(5) 設計時の見積書提出業者が落札する場合について

「建設物価」にない特殊機械の場合等、専門メーカーから見積書を提出させているが、結果として最低価格の見積メーカーが落札している。積算価格=予定価格ではなく、適正な予定価格の設定が求められる。

9 県央下水道事務所における委託契約について<下水道事業団以外>

(1) 入札状況

積算価格と予定価格はほぼ同額、平均落札価格は予定価格の95.4%となっており、 さらに工夫が必要。

(2) 基本設計の委託契約について

基本設計と詳細設計は通常同一業者が行うので、設計全体を一つの委託と考えて 入札を行うべきである。

(3) 契約変更について

技術上不可分の業務を予算の問題で分離させる等は問題であり、契約の2日後に変更契約を結ぶということは通常考えられない。現場に無理のない入札、契約を実行されたい。また、本設計は、実際には機械、電気とともに行う設計であり、平成13年度の実績に含めるのは問題であると思われる。

第3 意 見

1 排水負担金の単価について

処理区ごとの維持管理費により負担単価が異なるが、県民全体を視野に入れた場合、公平な負担単価について検討すべき。

2 入札事務に係る予定価格について

(1) 現状

これまで、落札価格が予定価格の98%以上というケースが多く、予定価格が上限を意味するという意義が無くなるのではないか。予定価格と積算価格の関係がどうあるべきかが問題となる。

(2) 予定価格の事前公表について

予定価格の事前公表は、すでに実行している団体もあるので、県においても予定 価格の公表について、早期に方針を出すべきではないかと考えられる。

(3) 結論

入札業務の有効機能の打開策を検討中の現在、県の限られた財政のなかで一定水準の品質を維持しつつ必要な工事を進めるには、予定価格についてはもっと柔軟に考えても良いのではないかと思われる。

適正化指針にいうところの「正当な理由」の内容を、入札実務を踏まえて具体的 に検討・整理し、共通の判断基準のもとに入札事務を執行することが肝要と考える。

3 指名業者審査委員会の議事録について

同審査委員会の審査内容については議事録はなく、当初原案の検討内容の記録もないため指名業者がどのように選定されているかは明確でない。委員の自由討議を尊重することは重要であり、やむを得ないとも考えられるが、指名業者選定事務に関する公平性・透明性について、いつでも客観的に対応できるよう検討しておく必要があると思われる。

4 流域下水道建設費の委託料く日本下水道事業団との委託契約について>

(1) 管理諸費について

現在、管理諸費は建設工事費の一定比率と決まっているが、下水道事業団は今後 民営化の可能性もないわけではないので、県としては管理諸費から得られるサービ スの内容に応じて交渉しうる余地を検討しておくべきである。

(2) 工事費について

工事費については、事業団の積算・請求額をそのまま受け入れているのが実情であるが、最善の評価や比較検討がなされたか、あるいは適正な手順が行使されたかなどを監督する体制を検討しておくべきである。